

国外観光研修系科目(2016年度以降)の履修条件について

2016年3月 商学部観光産業学科

昨年10月に下記の告知を行いました、今年3月までにTOEICを受験しなかった学生に対する救済措置として、次の条件を満たした学生も国外観光研修系科目の履修者選抜対象者に含めることとします（この救済措置は2016年度のための例外的な措置です）。

4月中にTOEIC受験申込みを済ませ、申込み書類を担当教員に提示した者

※第210回(5月29日実施)……申込は4月11日（ネット申込は4月12日）まで

※第211回(6月26日実施)……申込は5月16日（ネット申込は5月17日）まで

※「申込み書類」

①コンビニ端末申込みの場合 → 「お客様控」

②ネット申し込みの場合 → メールで届く「申込受領通知」のプリントアウト

~~~~~

訪日外国人がかつてない規模で増加し、我が国の観光産業界において外国語（とくに英語）の必要性が高まっている状況をふまえて、商学部観光産業学科では、2016年度以降の国外研修系科目の共通の履修条件を下記の通りとすることとします。

我々教員一同は、これを機会に皆さんが今まで以上に外国語（とくに英語）の習得に励まれることを心から期待しています。

### 国外観光研修系科目（2016年度以降）の履修条件

#### ◆対象科目

「アメリカ観光研修」「ヨーロッパ観光研修」「アジア観光研修（A・B）」

「国外観光研修（A・B）」

#### ◆履修条件

上記科目については、当該科目の開講学期の開始日より前にTOEIC(※)を受験した学生のみを履修許可の対象とする。

(※) TOEIC Bridge(180点満点)ではなく、990点満点の「TOEIC 公開テスト」または「TOEIC-IP」（団体特別受験）を指す。

ただし、当該科目の訪問国が英語圏でない場合は、TOEICの代わりに「訪問国の公用語の検定試験」(※)でも可とする。

(※) 原則として、『平成27年度九州産業大学資格取得講座等総合案内』p.19「語学資格の単位認定」に記載された検定試験（英語以外）のなかのいずれかとする。

◆注意事項

- ◇ 上記科目の履修希望者は、原則として初回授業時に、担当教員に上記検定試験の公式認定証（スコア表）を提出すること。ただし、「すでに受験はしたが認定証（スコア表）はまだ届いていない」という場合は、ひとまず「受験票」を提出し、認定証（スコア表）が到着次第担当教員に提出すること。
- ◇ 検定試験のスコア（または取得級のレベル）は履修許可とは関係ないので、英語が苦手な学生の履修を排除する措置ではない。
- ◇ 上記の検定試験の受験は履修者選抜対象者となるための最低必要条件であり、この条件を満たした履修希望者が多数にのぼる場合は、担当教員がエントリーシートや成績(GPA)などを加味しつつ総合的に判断して履修許可者を決定する。

以上